

スクール・セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針

大分県教育委員会 平成15年 3月14日

(改訂)平成20年 5月 9日

(改訂)平成22年10月21日

(改訂)平成24年10月17日

(改訂)平成30年10月11日

(改訂)令和 2年 4月 1日

(改訂)令和 3年 10月 8日

(改訂)令和 4年 6月 24日

教職員による児童生徒等へのセクシュアル・ハラスメント(以下「スクール・セクハラ」という。)は、児童生徒等の個人としての尊厳を損ない、安心して学ぶ権利やその能力を伸ばしていく機会を奪うなどの人権を侵害するものであり、絶対に許されるものではない。

大分県教育委員会においては、「大分県学校職員セクシュアル・ハラスメント防止要綱」(平成 11 年 3 月策定)、「教職員のモラル向上をめざして」(平成 13 年 6 月)及び「教職員の信頼回復のための“緊急アピール”」(平成 14 年 7 月)等により、教職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止に向けた指導に努めてきた。

また、学校におけるセクシュアル・ハラスメントを未然に防止するとともに、すべての教育活動を通して、児童生徒等の人権を尊重し、教職員と児童生徒等との信頼関係に基づいた教育環境をつくるため、平成 14 年 10 月にスクール・セクハラ防止検討委員会を設置した。この検討委員会では、教職員研修、指導方法、相談体制等の在り方について検討を重ね、報告書「スクール・セクハラ防止の在り方」をまとめた。以上の経過を経て、本指針は策定されている。

さらに、平成 14 年 10 月から人権・同和教育課(現:人権教育・部落差別解消推進課)内に「スクール・セクハラ防止相談窓口」を開設し、その後、「スクール・セクハラ防止のための啓発リーフレット」の作成・配布、教職員研修の実施等、指導体制を充実し、未然防止に努めてきたところであるが、いまだに教職員によるスクール・セクハラはあとを絶たない。

令和 4 年 4 月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、改めて、教職員一人一人が、スクール・セクハラを自らの問題として捉え、より一層の人権意識の確立を図ることが求められている。

そこで、大分県教育委員会としてスクール・セクハラの基本的な考え方、類型、具体的な方策について示すこととする。

I スクール・セクハラの基本的な考え方

スクール・セクハラとは、学校の内外において、教職員が児童生徒等に性的な言動を行うこと

スクール・セクハラは、教職員の児童生徒等に対する人権意識の不十分さや固定的な性別役割分担意識が背景となるものが多く、中には、自らの行為がスクール・セクハラであることにさえ気付いていない事例も見受けられる。

さらに、スクール・セクハラは、大人と子ども、指導する側とされる側という関係の下で起きるため、児童生徒等は拒否し難く、逃れ難い状況の下で発生するという特性がある。

スクール・セクハラは、児童生徒等に深い心の傷を与えるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与える行為であり、児童生徒等の個人としての尊厳や人権を著しく侵害するものである。

また、学習意欲の低下や喪失を招く等、その児童生徒等に不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就学環境を著しく悪化させたりすることにもなる。さらに、児童生徒等、保護者のみならず社会全体の学校教育に対する信頼を著しく失わせるものとなる。

II スクール・セクハラの種類

性的な言動を態様によって分類すると、下の【表1】のように性的な行動に関するもの、性的な発言に関するものに類型化できる。なお、男性から女性に対して、女性から男性に対して、あるいは、同性に対しても性的な言動を行った場合は、いずれもスクール・セクハラになることに十分留意する必要がある。

【表1】スクール・セクハラの種類

【性的な行動に関する具体的事例】

- わいせつ行為・いん行(痴漢、性交渉等の犯罪行為)をする。
- のぞきや盗撮をする。
- 交際を迫ったり、私的な電話やメールを送信したりする。
- 教科や部活動等の指導の中で、スキンシップやマッサージなどと称して体や髪の毛に触る。
- 雑誌等の卑猥な写真をわざと見せる、貼るなどして不快な環境をつくる。

【性的な発言に関する具体的事例】

- 身体や性的なことに関する冗談を言ったり、からかったりする。
- スリーサイズ等の身体的特徴を尋ねる。
- 「恋人はいるの?」「性的経験は?」など個人的質問や性的な質問をする。
- SNS等により性的な書き込みをする。
- 「男(女)のくせに~」「女(男)だから~」など、性別によって決め付けたような発言をする。

III スクール・セクハラ防止のための取組

一人一人の教職員がスクール・セクハラとは何かを認識すると同時に、スクール・セクハラを受けた児童生徒等の心の痛みや深い悩みについて、自らの問題として受け止める感性与児童生徒等の人権を守るという姿勢を身に付けることが大切である。

また、児童生徒等に対して、一人の人格をもつ個人として尊重するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、スクール・セクハラを許さない態度を身に付けさせることが大切である。

こうした視点に立って、以下の具体的な方策とともに県教育委員会としての対応を行うこととする。

1 学校における具体的な方策

(1)教職員研修の充実

- ①効果的・効率的に実施できるよう研修計画を立案する。
- ②スクール・セクハラの基本的認識について、具体的な事例や処分内容等を通して共通理解を深める。
- ③スクール・セクハラが児童生徒等に及ぼす影響、被害を受けた児童生徒等の心のケア、児童生徒等から相談を受けた場合の対応について共通理解する。
- ④ジェンダーとスクール・セクハラの関係、児童の権利に関する条約等について理解する。
- ⑤障がいのある児童生徒等の指導や介護の方法等において、スクール・セクハラとの関連について共通理解する。

(2)児童生徒等に対する効果的な指導

- ①児童生徒等の実態に応じ、かつ学習指導要領の各教科等の目標や内容に基づいた効果的な指導計画を作成する。
- ②スクール・セクハラに関する内容について、発達段階に応じて理解させる。
- ③スクール・セクハラを受けた場合の対応の仕方や、被害を未然に防ぐための意思表示の仕方等の対応力を身に付けさせる。
- ④スクール・セクハラを許さない態度を育てる。
- ⑤体験的参加型学習(ロールプレイ等)を取り入れるなど、効果的な指導資料の活用等指導の工夫を図る。

(3)児童生徒等に対する相談体制

- ①児童生徒等や保護者、他の教職員からの苦情・相談に対応するための相談窓口及びスクール・セクハラ防止委員会を校内に設置する。

【相談窓口】

○相談内容についてはスクール・セクハラ防止委員会に報告し、組織的に対応する。

【スクール・セクハラ防止委員会】

○被害者、加害者、第三者からの事実確認、注意指導

○必要に応じて、市町村教育委員会、県教育委員会へ報告

- ②児童生徒等、保護者に対して、相談窓口やその担当者を周知するとともに、外部の相談機関についても周知する。
- ③学校全体で相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、相談方法についても工夫する。
- ④被害を受けた児童生徒等の救済を最優先とし、必要に応じて外部の相談機関とも連携を図る。その際、プライバシーの保護については十分配慮する。

(4) スクール・セクハラが起きた場合の対応

- ① 被害を訴えた児童生徒等への対応
 - ア 複数の教職員で対応する。
 - イ 事実関係を見学児童生徒等の心情に十分配慮しながら正確に把握する。
 - ウ 継続的な支援活動を行う。
- ② 訴えられた教職員への対応
 - ア 訴えられた教職員及び第三者から事実を確認する。
 - イ 訴えられた教職員に十分な説明の機会を与える。
- ③ 課題を明らかにし再発防止に努める。
- ④ 必要に応じて市町村教育委員会、県教育委員会や関係機関と連携を図る。

2 県教育委員会の対応

(1) 相談窓口の設置

- 県教育委員会では、人権教育・部落差別解消推進課に「スクール・セクハラ相談窓口」を設けているほか、スクール・セクハラ相談については、【表2】のように、教育改革・企画課の「教育行政相談窓口」、県教育センターの「教育相談部及び特別支援教育部」にも窓口を置いて対応する。
各相談窓口は、必要に応じて関係部署へ情報提供する。

(2) スクール・セクハラ防止対策委員会の設置

- スクール・セクハラ防止について全庁体制で取り組むため、スクール・セクハラ防止対策委員会を設置する。
- 県内のスクール・セクハラ情報を共有し、防止対策の方向性(取組・研修等)について検討する。

(3) 学校への支援

- 教職員研修資料やスクール・セクハラ防止啓発資料等を作成し、周知する。

【表2】スクール・セクハラ相談窓口

所属	窓口名	電話番号等
人権教育・ 部落差別解消推進課	スクール・セクハラ 相談窓口	電話 097-534-4366 FAX 097-506-1799 メール no-sekudara@pref.oita.lg.jp
教育改革・企画課	教育行政相談窓口	電話 097-506-5411
県教育センター	教育相談部	電話 097-503-8987 メール oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp
	特別支援教育部	電話 097-569-0232 メール oita-edu-c.tokusien@pref.oita.lg.jp